

認知症介護研究・研修大府センター研修実施要項
(認知症介護指導者養成研修・認知症介護指導者フォローアップ研修)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター（以下「センター」という。）は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、研修を実施するとともに、介護保険施設・事業者等における認知症介護の質の向上、及び地域資源の連携体制構築の推進等に必要な能力を身につけ、認知症の人に対する地域全体の介護サービスの充実を図ることを目的として、認知症介護研究・研修大府センター研修実施要項を定める。

(研修コース)

第 2 条 センターが実施する研修コースは、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修とする。

(センターの研修対象地域)

第 3 条 センターの研修対象地域は、別記のとおりとする。

第 2 章 認知症介護指導者養成研修

(認知症介護指導者養成研修)

第 4 条 認知症介護指導者養成研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知及び令和 3 年 4 月 6 日老発 0406 第 5 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」4 (6) に基づく研修とする。

(研修対象者)

第 5 条 研修対象者は、以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業所等（以下「都道府県等」という。）の長が適当と認め推薦する者に対し、センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査（以下「受講者選抜考査」という。）の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とする。

① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、

社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む）
 - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
 - ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成 12 年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成 17 年 5 月 13 日老計発第 0513001 号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成 17 年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成 12 年通知に規定する専門課程又は平成 17 年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生労働省老健局計画課長通知より）
 - ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
 - ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- ※ 本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため、研修受講に際しては、自施設・事業所等で WEB 研修受講の環境を整えることを前提とする。

（研修内容）

第 6 条 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術、地域ケアの推進方法の修得を目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

（研修期間）

第 7 条 研修期間は、原則として研修 1 回につき通算 9 週間とし、その内訳は次のとおりとする。

- ① センターにおける前期研修 2 週間（土日を除く 10 日間）
 - ② 職場における研修 6 週間
 - 内訳：職場実習 5 週間（土日を除く 25 日間）
 - オンラインを活用した講義・演習 30 時間
 - ③ センターにおける後期研修 1 週間（土日を除く 5 日間）
- ※ 受講の申し込み状況に応じて、開催回数を増減する場合がある。

（研修受講者数）

第 8 条 研修受講者数は、原則として研修 1 回につき 2 2 名とする。

（研修の実施施設）

第 9 条 原則として、前期及び後期研修で実施する講義及び演習はセンターにおいて、職場における研修は自施設・事業所等において、他施設・事業所実習はセンター長が指定する実習施設において実施する。

（研修受講手続き）

第 10 条 研修の受講手続きは、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

（研修受講者の遵守事項）

第 11 条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

（研修の取り消し）

第 12 条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

（研修の修了）

第 13 条 センター長は、研修の全てのカリキュラムを受講し、センターが行う修了考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、別紙様式 1 の修了証書を交付する。

2 センター長は、修了証書の交付後、都道府県・指定都市の所管課を通じ推薦した者に修了者を通知する。

（修了者の登録）

第 14 条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

（研修費用）

第 15 条 研修に要する経費については、都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

2 研修の受講を開始後、研修の取り消しを受けもしくは自己の都合等により、研修を修了出来ない場合においても、研修費用はいつさい返金しない。

第3章 認知症介護指導者フォローアップ研修

（認知症介護指導者フォローアップ研修）

第16条 認知症介護指導者フォローアップ研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知及び令和3年4月6日老発0406第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）4（7）に基づく研修とする。

（研修対象者）

第17条 研修対象者は、次の（1）及び（2）の要件を全て満たす者のうち、都道府県・指定都市の長から推薦された者の中から、センター長が認めた者とする。

（1）次のいずれかの要件に該当する者

- ① 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者
- ② 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

（2）認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

（研修内容）

第18条 研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

（研修期間）

第19条 研修期間は、原則として5日間とする。

（研修受講者数）

第20条 都道府県・指定都市毎に、研修1回につき、原則として1～2名（年間最大3名）とする。研修受講者数は、原則として研修1回につき30名程度とする。

（研修の実施場所）

第 21 条 研修は、原則として、センターにおいて実施する。ただし、同時双方向のオンライン研修も可とする。

（研修受講手続き）

第 22 条 研修受講にあたっては、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

（研修受講者の遵守事項）

第 23 条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

（研修の取り消し）

第 24 条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、研修受講者を推薦した都道府県・指定都市の長に通知するものとする。

（修了証書の交付）

第 25 条 センター長は、研修修了者に対し、別紙様式 2 の修了証書を交付する。

（研修修了者の登録）

第 26 条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者フォローアップ研修修了者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

（研修費用）

第 27 条 研修に要する費用については、研修受講者及び都道府県・指定都市が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

附 則

（施行期日）

本要項は、平成 30 年 3 月 6 日から施行する。

2019 年 3 月 5 日一部改正

令和 3 年 4 月 6 日一部改正

令和 4 年 3 月 7 日一部改正

令和 6 年 2 月 22 日一部改正

別 記

センターの研修対象地域

(中部地域) 富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、
静岡市、浜松市、名古屋市

(近畿地域) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、
大阪市、堺市、神戸市

別紙様式 1

第	号		
修	了	証	書
氏 名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
あなたは、厚生労働省の定める、令和 年度認知症介護指導者養成研修を 修了したことを証します。			
令和 年 月 日			
認知症介護研究・研修大府センター長 鷺見 幸彦			

別紙様式 2

第	号		
修	了	証	書
氏 名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
あなたは、厚生労働省の定める、令和 年度第 回認知症介護指導者フォ ローアップ研修を修了したことを証します。			
令和 年 月 日			
認知症介護研究・研修大府センター長 鷺見 幸彦			